

強い農業・担い手づくり総合支援交付金の交付要綱の制定について

30生産第2226号
平成31年4月1日
農林水産事務次官依命通知

改正 令和2年4月1日 元生産第2144号

強い農業・担い手づくり総合支援交付金について、この度、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いする。

以上、命により通知する。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱

(通則)

第1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（以下「交付金」という。）の交付については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 本交付金は、実施要綱第2の1から3及び卸売市場法（昭和46年法律第35号）第72条第1項に基づいて行う事業（以下「交付事業」という。）に要する経費を都道府県に交付し、実施要綱第2の4に基づいて行う事業（以下「直接採択事業」という。）に要する経費を、直接採択事業者に交付するものとする。

(交付の対象及び交付率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、下記に定める交付事業及び直接採択事業（以下「交付事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

- I 都道府県整備事業（実施要綱の別表1のI 産地基幹施設等支援タイプ）
- II 都道府県推進事業（実施要綱の別表1のII 先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ）
- III 直接採択事業（実施要綱の別表1のIII 新たな生産事業モデル支援タイプ）

- 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。
- 3 前項に定めるもののほか、実施要綱第3の1のただし書の事業に要する経費は、同要綱第3の1に掲げる事業において実施する事業に要する経費として見なすことができることとし、これに対する交付率は、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

第4 別表の区分の欄に掲げるIからIIIの事業の相互間及びIIIの整備事業と推進事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

第5 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、交付事業にあっては別記様式第1号-1、直接採択事業にあっては別記様式第1号-2による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を別表の経費の欄に掲げられる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、交付事業を実施する都道府県知事は各事業実施主体の、直接採択事業を実施する直接採択事業者は自らの当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象

経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第6 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第7 交付決定者は、第5第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事及び直接採択事業者（以下「都道府県知事等」という。）に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8 都道府県知事等は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

（契約等）

第9 直接採択事業者は、直接採択事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 直接採択事業者は、直接採択事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般的の競争に付さなければならない。ただし、直接採択事業の運営上、一般的の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 直接採択事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第10 都道府県知事等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

（2）事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

（3）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げるものの以外とする。

（概算払等の請求）

第12 都道府県知事等は、第7による交付決定通知をもとに交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号による概算払請求書正副2部を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあって

は総務部長をいう。) に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(事業遅延の届出)

第13 都道府県知事等は、交付事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号により事業遅延届正副2部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14 都道府県知事等は、交付事業等の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、第12の別記様式第4号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、交付決定者は、交付事業等の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対して当該交付事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、都道府県知事等は、交付事業等を完了した場合はその日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。なお、交付金の全額が概算払により交付された都道府県知事の場合は翌年度の6月10日までに、実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第5第2項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第16 交付決定者は、第15第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

2 交付決定者は、都道府県知事等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第17 交付決定者は、第10第1項(3)の規定による交付事業等の中止又は廃止の申請があった場合

及び次に掲げる場合には、第7の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 都道府県知事等が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 都道府県知事等が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 都道府県知事等が、交付事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第18 都道府県知事等は、補助対象経費（交付事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付せざることがある。

(財産の処分の制限)

- 第19 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は牛、馬、豚及びめん羊とする。
- 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 都道府県知事等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認については、第18第2項の規定を準用する。

(交付金の経理)

- 第20 都道府県知事等は、交付事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業等の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 都道府県知事等は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 都道府県知事等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

- 第21 都道府県知事は、当該交付事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による交付金調書を作成しておかなければならぬ。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第 22 都道府県知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱第 9 から第 21 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 事業実施主体は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(2) 事業実施主体は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第 2 号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、強い農業づくり交付金交付要綱(平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8261 号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。

3 平成 30 年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

別表（第3、第4及び第11関係）

区分	経費	交付率	交付決定者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
I 都道府県整備事業 (農業・食品産業強化対策整備交付金)	<p>1 事業費</p> <p>(1) 産地競争力の強化実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>定額、定額（6/10、11/20、1/2、4/10、1/3、1/4、1/5以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところ（実施要綱第3の2のただし書の規定に基づく緊急の事業については、生産局長等が別に定めるところ）によるものとする。</p> <p>(2) 食品流通の合理化実施要綱及び卸売市場法第72条第1項に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>定額（4/10、1/3以内） なお、それぞれの交付率に該当する取組は、実施要綱別表の定めるところ（実施要綱第3の2のただし書の規定に基づく緊急の事業については、生産局長等が別に定めるところ）によるものとする。</p> <p>2 附帯事務費</p> <p>1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p> <p>定額（1/2以内）</p>		北海道にあつては大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局长		<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p> <p>卸売市場法第72条第1項に基づく法律補助として交付決定された額とそれ以外の相互間における流用</p>

II 都道府県 推進事業 (農業・食品 産業強化対 策推進交付 金)	<p>1 事業費 実施要綱に基づいて行 う事業に要する絏費</p> <p>2 附帯事務費 (1) 都道府県が1の絏 費に係る事業の実施 に関し、事業実施計 画の承認及び事業の 推進に必要な事務並 びに指導監督及び調 査検討を行うのに要 する絏費</p> <p>(2) 市町村が1の絏費 に係る事業の実施に 関し、指導監督等を行 うのに要する絏費を都道府県が交付す る場合における当該 交付に要する絏費</p>	<p>定額、3/10、1/ 2以内</p> <p>1/2以内</p>	北海道にあつ ては大臣、沖縄 県にあっては内 閣府沖縄総合事 務局長、その他 の都府県にあつ ては地方農政局 長	経費の欄 に掲げる1 及び2の絏 費の相互間 における絏 費の増減	事業の廃止
III 直接採択 事業 (農業・食品 産業強化対 策整備交付 金) (農業・食品 産業強化対 策推進交付 金)	<p>1 整備事業 実施要綱に基づいて行 う事業に要する絏費</p> <p>2 推進事業 実施要綱に基づいて行 う事業に要する絏費</p>	<p>1/2以内</p> <p>定額、1/2以内</p>	北海道にあつ ては北海道農政 事務所長、沖縄 県にあっては内 閣府沖縄総合事 務局長、その他 の都府県にあつ ては地方農政局 長		<p>1 推進事業者等 の名称の変更</p> <p>2 事業の中止又 は廃止</p> <p>3 経費の欄に掲 げる1及び2の それぞれの絏費 の事業費の30% を超える増又は 国庫補助金の増</p> <p>4 経費の欄に掲 げる1及び2の それぞれの絏費 の事業費又は国 庫補助金の30% を超える減</p>

別記様式第1号-1（第5関係）

令和〇〇年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第5の規定により、農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 整備事業

（1）農業・食品産業強化対策整備交付金

2 推進事業

（2）農業・食品産業強化対策推進交付金

I 事業の目的

1 整備事業

2 推進事業

II 事業の内容及び計画（又は実績）

1 整備事業の対象となる事業の内容等

(1) 事業費（産地基幹施設等支援）

政 策 目 的	事 業 概 要	事 業 費	負 担 区 分				備 考
			交 付 金	都 道 府 縍 費	市 町 村 費	そ の 他	
産地競争力の強化		円	円	円	円	円	
食品流通の合理化	法律補助						
	予算補助						
地域提案メニュー							
合 計	事業費						
	附帯事務費						
	計						

- (注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 2 地域提案メニューについては、取組内容ごとに該当する政策目的を付記し、「事業概要」「事業費」「負担区分」を記入すること。また、交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。
- 3 食品流通の合理化を目的とする取組にあっては、成果目標の妥当性の協議の際ににおける強い農業・扱い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のIIIのIII-1の第3の2の（3）の「施設の整備規模」に定める整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由に都道府県事業実施計画から変更がある場合は「備考」の欄に記入すること。なお、必要に応じて、別葉にて提出して構わない。
- 4 食品流通の合理化のうち法律補助の欄は、中央卸売市場施設整備の取組について記入する。また、予算補助の欄は、法律補助以外のメニューについて記入する。
- 5 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円 うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額○○○円 うち国費○○○円」）を記入すること。
- また、事業を行うに当たって、交付金対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

(別紙)

政策目的	事業概要	交付金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
		金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けようとする 金額	償還年数	その他の
	○金融公庫	○○資金		○○○○円	○年	
	○農協	○○資金		○○○○円	○年	

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	都道府県費	市町村費	
合計					

(注) 1 事業内容欄は、生産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

2 推進事業の対象となる事業の内容等

(1) 事業費

区分	事業費	負担区分				備考
		交付金	都道府県費	市町村費	その他	
先進的農業経営確立支援タイプ	(1) 融資主体補助事業	円	円	円	円	
	(2) 追加的信用供与補助事業					
地域担い手育成支援タイプ	(1) 融資主体型					
	ア 融資主体補助事業					
	イ 追加的信用供与補助事業					
	(2) 被災農業者支援型					
	ア 融資主体補助事業					
	イ 追加的信用供与補助事業					
	(3) 条件不利地域型					
合計						

(注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、都道府県全体で概略を記入すること。交付率が複数ある場合は、交付率ごとに区分して記入し、交付率を備考欄に記入すること。

2 備考欄には、政策目的ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額○○○円うち国費○○○円」）を記入すること。

3 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱第4に定める別紙様式1号の2の(1)及び(2)に定める計画書を添付すること。

4 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

(2) 附帯事務費

事業内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	都道府県費	市町村費	
合計					

(注) 1 事業内容欄は、生産局長等が別に定める附帯事務費の使途基準により記入すること。

2 事業費欄及び負担区分欄は、事業内容欄の経費ごとに金額を記入すること。

III 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A)+(B) +(C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負担区分				備考
			交付金 (A)	都道府 県費 (B)	市 町 村 費 (C)	その他 (D)	
1 整備事業 ア 事業費 イ 附帯事務費	円	円	円	円	円	円	
2 推進事業 ア 事業費 イ 附帯事務費							
合計							

IV 事業完了予定（又は完了） 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(注) 「事業完了予定（又は完了）年月日」は、間接補助事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡しが完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいづれか遅い日を記載すること。

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 交付金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 整備事業	円	円	円	円	
2 推進事業					
合計					注) 年月日

(注) 事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

- 1 都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱
- 2 実績報告の際は以下の資料を添付すること。

(1) 農業・食品産業強化対策整備交付金

- ①の添付を原則とし、②については、①との併用を可能とする。
なお、これらにより難い場合には、②のみの添付も可能とする。

① 財産管理台帳の写し

② 事業実績内訳明細書（様式別紙）

(2) 農業・食品産業強化対策推進交付金

強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱第4に定める別紙様式1号の2の(1)及び(2)に定める計画書の様式に準じた資料（成果目標及び配分基準ポイントに係る項目については省略可）。

(注) 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。

(別紙)

事業実績内訳明細書

事業種類(農業・食品産業強化対策整備交付金)

政策目的	補助根拠	交付先名	施設等区分	交付率	事業費	負担区分				備考
						交付金	都道府県	市町村	その他	
					円	円	円	円	円	
計										
計										
計										
合計										

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、政策目的ごとに計を設けること。
- 2 地域提案メニューは、政策目的の欄に「地域提案」と記入すること。
- 3 補助根拠の欄は、法律補助の場合「法律」と記入すること。
- 4 施設等区分の欄は、実施要綱別表の施設・機械等名を記入すること。
- 5 備考の欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 6 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第1号－2（第5関係）

令和〇〇年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第5の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付率	事業に要する経 費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
			交付金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇		円	円	円	
合 計					

(注)

- 1 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。ただし、交付率が異なる場合には交付率ごとに記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 交付金 2 自己資金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
○○○○ ○○○○	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 地方公共団体が事業を実施する場合は、補助金交付規程又は要綱、地方公共団体以外の者が事業を実施する場合は、定款、規約等及び収支予算（又は収支決算）を添付すること。
- (2) 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
- (3) リース導入を実施する直接採択事業者については、リース契約書案又は金額の確認できる書類
- (4) その他交付決定者が必要とする資料

(注)

- 1 この申請書は、直接採択事業者ごとに作成すること。
- 2 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた計画書の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。
- 3 申請の際の添付書類については、以前に実施した事業で提出又は公募により採択された場合であって当該年度において既に提出している資料については、内容の改正等がない場合にあっては省略することができる。

別記様式第2号（第9及び第22関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[直接採択事業者] 殿（第9）

[事業実施主体] 殿（第22）

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約に係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第10関係）

令和〇〇年度 強い農業・担い手づくり総合支援交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名 印

直接採択事業の場合

所在 地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記（注2）

- (注) 1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
2 記の記載要領は、別記様式第1号-1及び別記様式第1号-2の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したものの中、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第4号（第12関係）

令和〇〇年度 強い農業・担い手づくり総合支援交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

官署支出官〇〇 殿

都道府県知事 氏名	印
<u>直接採択事業の場合</u>	
所在地	
団体名	
代表者の役職及び氏名	印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第12の規定に基づき、概算払いの請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円を概算払いによって交付されたく請求する。

また、併せて、令和〇〇年〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	事業に要する経費	交付金(A)	既受領額(B)		遂行状況	今回請求額(C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定期日	備考
			金額	出来高		〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日現在の出来高	金額		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号-1の記の「III 経費の配分及び負担区分」または別記様式1号-2の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号（第13関係）

令和〇〇年度 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業遅延届

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名 印

直接採択事業の場合

所在 地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業の遅延について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第13の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業担当者名〔代表〕（所属部局・職名）
2. 推進事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. その他

別記様式第6号（第14関係）

令和〇〇年度 強い農業・担い手づくり総合支援交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名 印
直接採択事業の場合
所在 地
団体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第14の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日		
	円	円	%	円			

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号-1の記の「III 経費の配分及び負担区分」または別記様式第1号-2の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第7号（第15第1項関係）

令和〇〇年度 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名 印

直接採択事業の場合

所在 地

団体名

代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。
(また、併せて精算額として農業・食品産業強化対策整備交付金〇〇〇円、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。)

記

(注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号-1及び別記様式第1号-2の記の様式に準ずるものとする。

- (1) 軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- (2) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様式第1号-1の記のV-2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

2 添付書類については、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

また、以下の資料を添付すること。ただし(1)の添付を原則とし、(2)については、(1)との併用を可能とする。なお、これらにより難い場合には、(2)のみの添付も可能とする。

- (1) 財産管理台帳の写し
(2) 事業実績内訳明細書

※ 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載する。

別記様式第8号（第15第3項関係）

令和〇〇年度 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

都道府県知事 氏 名 印
直接採択事業の場合
所在地
団体名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった交付金について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱第15第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額	金	円
(令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)		
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・関節補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財産管理台帳

市町村（事業主体）名

地区名			地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管交付金名								摘要
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	交付金	都道府 県費	市町村 費	その他	耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の内 容	
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第10号（第21関係）

令和〇〇年度

農林水産省所管

強い農業・担い手づくり総合支援交付金調書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金額	支出済額	うち交付金額	翌年度繰越額	うち交付金額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「事業」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。